

# 入 札 説 明 書

福岡県川崎町が発注する平成 30・31 年度（継続費）川崎町立統合中学校 校舎建設工事に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 工事名

平成 30・31 年度(継続費) 川崎町立統合中学校 校舎建設工事

## 2 工事場所

福岡県田川郡川崎町大字川崎 3670 番地

## 3 工事概要

- ・構造：鉄筋コンクリート造地上 3 階建て
- ・建築面積 2,867.34 m<sup>2</sup> 延べ床面積 6,402.89 m<sup>2</sup>
- ・建築工事 1.0 式
- ・外溝工事 1.0 式
- ・電気設備工事 1.0 式
- ・機械設備工事 1.0 式

## 4 工 期

自 平成 30 年 10 月下旬

至 平成 32 年 2 月 25 日

## 5 入札書比較価格

1,666,560,000 円(消費税及び地方消費税を含まない)

## 6 最低制限価格

1,499,904,000 円(消費税及び地方消費税を含まない)

## 7 入札・契約及び工事に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

(1) 入札及び契約に関すること

〒827-8501 福岡県田川郡川崎町大字田原 789 番地の 2

川崎町役場 防災管財課 防災管財係（役場庁舎二階）

TEL0947-72-3000 内線 235・236 Fax 0947-72-3416

(2) 工事に関すること

〒827-8501 福岡県田川郡川崎町大字田原 789 番地の 2

川崎町役場 建築課 建築係 (役場庁舎二階)

TEL0947-72-3000 内線 211・212 Fax 0947-72-3088

**8 入札参加資格 (入札参加資格は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 及び第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。)**

川崎町建設工事指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する規則第 1 条及び第 3 条第 1 項第 1 号、第 5 号、第 6 号、第 8 号の規定を準用し、資格基準に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に抵触しない者
- (2) 経営状態が健全であると認められる者
- (3) 県知事が実施する経営事項審査証明書のある者
- (4) その他関係法令に違反しない者

**9 入札参加条件 (地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定に定める入札参加資格をいう。以下同じ)**

- (1) 平成 30 年度以降において、川崎町建設工事指名競争入札参加資格申請書を川崎町長に提出し、建築一式業として受理されていること(但し、町外業者の川崎町建設工事指名競争入札参加資格申請は、随時受付のため、入札参加願の受付終了まで受理可能とする。)
- (2) 福岡県内に本店・支店若しくは営業所を有し、経営事項審査結果(最新)の建築一式業の総合評点が 1,200 点以上であること
- (3) 次の基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること
  - ア 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること
  - イ 監理技術者にあつては、指定建設業監理技術者資格者証を有すること
- (4) 国・福岡県及び川崎町建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと
- (5) 建設業法第 15 条の規定による特定建設業の許可を受けていること
- (6) 対象工事の工種に係る建設業の許可を受けてから 10 年以上営業実績があること
- (7) 同族系及びグループ企業においては、1 企業のみ参加できるものとする
- (8) 現在、川崎町が発注している工事等を受注している者、及びこの公告後に受注した者でないこと

**10 入札参加願の受付**

入札に参加を希望する者は、以下(3)提出書類に掲げる書類を郵送又は持参の上、提出すること。

**(1) 受付期間**

平成 30 年 9 月 6 日(木)から平成 30 年 9 月 20 日(木)までの土・日・祝日を除く、

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

(2) 受付場所

7の(1)の部署とする

(3) 提出書類

- ① 一般競争入札参加願
- ② 誓約書
- ③ 経歴書
- ④ 主任(監理)技術者の資格・工事経験調書
- ⑤ 主任(監理)技術者の資格証の写し・雇用証明の写し (保険証可)
- ⑥ 建設業許可通知書の写し
- ⑦ 経営事項審査結果通知書の写し

(4) その他

- ・ 提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする
- ・ 提出書類は、川崎町において無断で目的外使用することはない
- ・ 提出書類は返却しない

## 1 1 入札参加願等の作成説明

入札参加願等の作成に関する説明は次のとおりとする。

- (1) 入札参加願等の作成説明会は行わない
- (2) 入札参加願等の作成に係る質問は受付期間中随時受け付ける。電話によるものも可とし、受付は7の(1)の部署とする

## 1 2 入札参加確認通知及び仕様書の配布

- (1) 入札参加資格があると認められた者については、平成 30 年 10 月 3 日(水)までに電話にて事前連絡を行うものとする
- (2) 入札参加資格がないと決定した者については、平成 30 年 10 月 5 日(金)までに書面にてその旨の通知を行うものとする
- (3) 入札参加確認通知書及び仕様書は、平成 30 年 10 月 4 日(木)に配布する

## 1 3 質問書受付及び回答

(1) 質問書の受付

ア 質疑は原則文書での方法としているが、迅速な対応を図るため、Fax 並びに電子メールでも可能とする(A4様式)。ただし、社名・担当部局・担当者氏名・Fax 番号及び電子メールアドレスを必ず記載すること

イ Fax 及び電子メールで質疑を行った場合、その旨を連絡すること

ウ 質疑がない場合は、質疑書の提出又は質疑がない旨の連絡は必要ないものとする

※質疑書については、社名記載及び社印の押印したものを入札日当日に持参し、落札者のみ提出すること

#### 受付場所

7の(2)の部署とする

#### 受付期間

平成30年10月4日(木)から平成30年10月11日(木)までの土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで

#### (2) 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、原則、質疑を行った者にのみ行うものとし、電子メールにて回答する。ただし、事前に希望があった場合にのみ、Faxでの回答を行うものとする

#### 期 間

平成30年10月17日(水)から平成30年10月24日(水)までの土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで

### 1.4 図面の配布及び回収

図面は、PDFデータ(CD-ROM)を配布するものとする。なお、配布した図面は入札の際に回収するので、必ず持参すること。

### 1.5 入札に参加できないと決定した者に対する理由の説明

- (1) 入札に参加できないと決定された者は、決定された理由について説明を求めることができる
- (2) (1)の説明を求める場合には、平成30年10月11日(木)までに書面(任意様式)を提出して行わなければならない
- (3) 説明要求の書類は持参もしくは郵送又はFaxによるものとし、提出先は7の(1)の部署とする
- (4) 説明を求められた場合、平成30年10月18日(木)までに説明を求めた者に対し書面により回答する

### 1.6 入札及び開札

#### (1) 日 時

平成30年10月29日(月) 午前10時

#### (2) 場 所

福岡県田川郡川崎町大字田原789番地の2 (役場庁舎二階 入札室)

#### (3) 入札の方法

- ア 入札者は、入札受付にて入札参加確認通知書を提示し、確認を受けること
- イ 入札は川崎町の定める入札書により作成し、入札の日時に入札場所において工事費内訳書とともに提出する。郵送は認めない
- ウ 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない
- エ 入札者は、同一入札において他の入札者の代理人になることができない

- オ 入札執行回数は1回とする
  - カ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札書は消費税及び地方消費税に係る課税事業者か否かを問わず消費税を含まない金額を記載すること
  - キ その他、発注者が定める規定による
  - ク 入札時刻は厳守し、定刻に入口を施錠する
  - ケ 入札参加者が3者以上でない場合、入札は執行しないものとする
- (4) 開札の方法
- 開札は、入札後、直ちに入札者又はその代理人の立会いのもとで行う

#### 1.7 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める
- (2) 工事費内訳書は返却しない

#### 1.8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金  
免除とする
- (2) 契約保証金  
川崎町財務規則第142条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、川崎町を被保険者とする履行保証保険契約(100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合は契約保証金の納付は免除される

#### 1.9 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 入札者が入札参加資格のない場合及び当該入札日が指名停止期間となる場合の入札
- (2) 同一入札者による二通以上の入札
- (3) 入札金額の記載のない入札
- (4) 入札金額が加除訂正されている入札書、入札金額以外の記載事項に訂正の押印のない入札書又は入札要件若しくは入札金額の記載が明確でない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消除することができる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
- (7) 不正行為(談合等)があったと認められる入札
- (8) 入札者が所定の日時・場所に到着しないとき
- (9) 前各号の掲げるもののほか、法令又は入札参加条件に違反する入札
- (10) 工事費内訳書の提出は入札条件とし、提出がない場合は入札の無効となる
- (11) 入札書と工事費内訳書の金額が同額でない場合は入札の無効となる

## 2 0 落札者の決定方法

入札書比較価格（予定価格）の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とする。なお、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに抽選により落札者を決定する。

## 2 1 契約について

契約の締結は、川崎町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決があった旨を川崎町から落札者に通知したときに効力が生ずるものとし、当該通知の日をもって本契約日とする。

## 2 2 CORINS 登録

請負金額が 500 万円以上の工事に関しては、すべて CORINS 登録を義務付けており、本工事もこれに該当するため、効力発生通知を受理後に速やかに登録すること。